

高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務プロポーザル審査要領

高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知県地産地消型再生可能エネルギー調査委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類を提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおり。

- | | |
|------------|------|
| (1) 業務遂行能力 | 30点 |
| (2) 企画提案 | 120点 |

3 審査委員会

提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

- (1) 日時、場所
平成27年9月中旬(予定)
場所 高知市内
- (2) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は、プレゼンテーション及び質疑応答を含めて1者30分程度とする。
 - ② 正式な日時、場所及び順番は別途通知する。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときは、各審査委員の審査結果(点数)を合計し、候補者と次点者を決定する。なお、各審査委員の審査結果(点数)の合計が、配点の合計の50%以上であることを最低基準とする。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、「(2)企画提案」の得点が高い者から順に候補者と次点者を選定する。それでもなお同点の場合には、くじにより候補者と次点者を選定する。

審査基準

区分		評価の視点	配点
(1)業務遂行能力(30)		・本業務に活かせる業務の実績はあるか	10
		・業務を円滑に実施できる体制が確保できているか	20
(2) 企画 提案 (120)	調査分析項目	・調査分析項目の提案がなされているか ・調査分析項目の選択は適切か	10
	調査分析方法	・実情や課題等を深く調査分析できるものになっているか	20
	実現に向けた検討項目及び方法	・事業スキームの検討の項目・方法は、具体的かつ有効なものか ・導入効果、波及効果、課題等の検討方法は、具体的かつ有効なものか	30
	講演会等	・県内の自治体や事業者の理解を深めるために効果的なものとなっているか	10
	候補地の抽出	・候補地を抽出する方法は、具体的かつ有効なものか	30
	事業創出に向けた構想の作成	・事業創出に向けた構想の企画力に優れているか	10
	スケジュール	・業務ごとにスケジュールが示されており、そのスケジュールは適切か	5
	見積金額	・積算内容が十分に記載され、安価な見積であるか	5
合 計			150